

実践女子大学における公的研究費等の不正使用防止に関する基本方針

2026 年 7 月 16 日

最高管理責任者（学長）

実践女子大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）に基づき、本学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを学内外に周知・公表する。

- (1) 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負う者として「最高管理責任者」を置き、学長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者の指示の下、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として「統括管理責任者」を置き、副学長のうち最高管理責任者が指名する者をもって充てる。
- (3) 学部及び事務部門等、本学の組織における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として「コンプライアンス推進責任者」を置き、各学部長、各センター長、研究推進機構長、研究科委員長、常務理事及びその他最高管理責任者が委嘱する者をもって充てる。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- (1) コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知する。

- (2) ルールの明確化・統一化

公的研究費の適正な運用および不正使用防止のため、関連する規程や研究費マニュアル等を整備・明確化し、全学的なルールの統一を図る。

- (3) 職務権限の明確化

公的研究資金の運営・管理および事務処理に関する構成員の権限と責任を規程等において明確に定め、理解の共有と適切な相互牽制をはかる。

- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定

公的研究資金の不正使用に係る調査、認定、返還命令および懲戒等について規程を整

備し、厳格に運用することで、運用の明確化かつ透明化を図る。また、不正使用に関する学内外からの通報窓口を総務部内に設置し、通報者等の秘匿性の厳守と適切な保護を行う

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究資金の不正使用を誘発するリスク要因を平時からの確に把握・分析し、それに基づく実効性のある「不正防止計画」を策定・実施する。万が一、不正使用が判明した場合は、関係規程に基づき当該者に対して厳正な処分等の措置を講じるとともに、発生要因を速やかに徹底究明し、実効的な再発防止策を講じる。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究資金が公的財源に由来するものであることを全構成員に周知徹底し、大学による適切な機関管理の下、不正防止計画を踏まえた適正な予算執行を行う。執行にあたっては、毎年度発行される最新の「研究費マニュアル」等の執行ルールを厳格に遵守するとともに、研究推進室による発注および現物確認を伴う納品検収体制を徹底し、購買プロセスの透明性と適正性を担保する。

5. 情報発信・共有化の推進

公的研究資金に係る事務処理手続き等の相談窓口を研究推進室に設置し、ルールの事前理解の促進と適切な運用を図る。また、不正使用防止に関する本学の方針や取り組み状況について、学内で周知するとともにウェブサイト等を通じて広く学外に公開し、万が一不正行為が認定された場合においても速やかに調査結果を公表することで、組織としての透明性と社会的責任を果たす。

6. モニタリングの在り方

公的研究資金の適正な管理・執行のため、研究推進室による証憑点検等の個別モニタリングを日常的に実施するとともに、内部監査室による内部監査を毎年度計画的に実施する。監査にあたっては、不正発生要因を分析して重点的な検証を行う「リスクアプローチ監査」を導入し、監事や会計監査人等とも適切に連携しながら全学的な牽制機能とガバナンスの強化を図る。

以上